

上勝町火災予防条例（抜粋）

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

- 第42条の4 消防長は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物その他規則で定める防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物に令第11条第1項の屋内消火栓設備、令第12条第1項のスプリンクラー設備、令第21条第1項の自動火災報知設備その他規則で定める設備が設置されていない場合又はこの条例に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の公表の手続は、法第4条第1項の立入検査の結果（第1項に規定する消防用設備が設置されていない場合に該当するものに限る。）を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日において、なお当該立入検査の結果と同一の状況が認められる場合に、当該状況が是正されたことを確認できるまでの間、当町ホームページへの掲載により行うものとする。
 - 4 第1項の公表の対象となる事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 前項の状況が認められる防火対象物の名称及び所在地
 - (2) 当該状況の内容及び当該状況が認められた箇所
 - (3) その他消防長が必要と認める事項